平成２２年（フ）第１２６号
兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の６19―504
債務者　石山　富三
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１２８号
兵庫県宝塚市伊子志２丁目８番10号
債務者　吉岡　依子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１５２号
兵庫県伊丹市緑ヶ丘２丁目167番地緑ヶ丘ハイツ202号、前住所兵庫県伊丹市奥畑２丁目56番地　塚尾方
債務者　樋口　和子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７号
広島県三原市木原１丁目９番15―404号
債務者　今井　充雄
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
広島県三原市木原１丁目９番15―404号
債務者　今井　浩子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
広島県尾道市東久保町６番１号
債務者　森安　達明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
愛媛県東温市北方855―１　松田次夫方、住民票上の住所愛媛県松山市旭町24番地６コーポ旭101号
債務者　武市眞由美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１９０号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原949番地２
債務者　篠原　　茜
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
福岡県飯塚市堀池279番地、住民票上の住所福岡県嘉麻市平495番地19
債務者　堤　みどり
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第５５号
福岡県嘉麻市上臼井1927番地１
債務者　吉門　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２０９号
大分市大字荏隈365番地の２
債務者　安部七海雄
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６８号
宮崎市吉村町西中甲1333番地
債務者　前田　　亮
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４号
宮崎県日南市瀬貝３丁目７番30―105号、前住所宮崎県日南市瀬貝２丁目７番５―201号
債務者　林　　里恵
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
宮崎県日南市吾田東２丁目６番31―302号
債務者　伊東　健太
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
宮崎県日南市吾田東２丁目６番31―302号
債務者　伊東　祐子（旧姓青木・赤木）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
長野県須坂市墨坂４丁目９番１―205号、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地２の２　天狗の湯
債務者　冨本　勝明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
長野市宮沖3160番地３　フォーブルミギワ103
債務者　塩川　孝仁
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係